

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 8 月、9 月、10 月及び 11 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 24 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和7年12月24日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、23 機関
教育委員会	98 機関のうち、24 機関
公安委員会	59 機関のうち、3 機関
その他（上記以外）	13 機関のうち、1 機関
	計 382 機関のうち、51 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり16機関において9件の指摘事項及び17件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名	監査実施日	実施方法	監査結果件数			予備監査実施日（方法）
				指摘	指導	検討	
1	健康福祉部	岐阜保健所	11月28日	書面	1	—	—
2		西濃保健所	11月28日	書面	—	—	9月5日（書面）
3		東濃保健所	11月28日	書面	—	—	9月5日（書面）
4		恵那保健所	11月28日	書面	—	—	9月5日（書面）
5		飛驒保健所	11月28日	書面	—	—	9月5日（書面）
6		衛生専門学校	11月18日	実地	—	—	9月9日（実地）
7		下呂看護専門学校	11月11日	実地	—	—	9月9日（実地）
8		希望が丘こども医療福祉センター	11月28日	書面	—	—	9月5日（書面）
9		飛驒食肉衛生検査所	11月12日	実地	1	—	—

10	商工労働部	県産品流通支援課	8月22日	書面	—	2	—	7月7日（書面）
11		国際たくみアカデミー	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
12		産業技術総合センター	11月18日	実地	1	—	—	9月10日（実地）
13		生活技術研究所	11月12日	実地	—	—	—	8月21日（実地）
14	観光文化	観光誘客推進課	8月29日	実地	—	—	—	7月23日（実地）
15		現代陶芸美術館	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
16	農政部	農產物流通課	8月7日	実地	—	1	—	7月10日（実地）
17		飛驒農林事務所	11月12日	実地	—	—	—	9月18~19日（実地）
18		中山間農業研究所	11月13日	実地	—	—	—	9月16日（実地）
19		飛驒家畜保健衛生所	11月14日	実地	—	—	—	9月12日（実地）
20	県土整備部	郡上土木事務所	11月19日	実地	—	—	—	9月24~25日（実地）
21		下呂土木事務所	11月11日	実地	1	1	—	9月11~12日（実地）
22		長良川上流河川開発工事事務所	11月19日	実地	—	—	—	9月24日（実地）
23	県事務所	飛驒県事務所	11月5日	実地	—	—	—	8月22日（実地）
24	教育委員会	飛驒教育事務所	11月5日	実地	—	—	—	8月26日（実地）
25		岐阜総合学園高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
26		本巣松陽高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
27		岐阜農林高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
28		岐阜工業高等学校	9月26日	書面	—	3	—	6月12日（実地）
29		大垣南高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
30		大垣養老高等学校	11月28日	書面	1	1	—	9月5日（書面）
31		大垣桜高等学校	10月31日	書面	—	1	—	8月28日（実地）
32		不破高等学校	11月28日	書面	—	1	—	9月5日（書面）
33		郡上北高等学校	11月19日	実地	—	—	—	9月2日（実地）
34		武義高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月2日（実地）
35		加茂高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月29日（実地）
36		可児工業高等学校	11月28日	書面	1	1	—	9月29日（実地）
37		土岐商業高等学校	11月18日	実地	—	1	—	10月8日（実地）
38		益田清風高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月10日（実地）
39		高山工業高等学校	11月28日	書面	1	2	—	9月11日（実地）
40		吉城高等学校	11月13日	実地	1	—	—	9月5日（書面）
41		飛驒神岡高等学校	11月14日	実地	—	—	—	9月5日（書面）
42		華陽フロンティア高等学校	11月28日	書面	1	1	—	9月5日（書面）
43		岐阜盲学校	11月28日	書面	—	2	—	9月17日（実地）
44		岐阜希望が丘特別支援学校	11月18日	実地	—	—	—	9月19日（実地）
45		岐阜本巣特別支援学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
46		飛驒特別支援学校	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
47		飛驒吉城特別支援学校	11月28日	書面	—	—	—	9月17日（実地）
48	公安委員会	岐阜南警察署	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
49		垂井警察署	11月28日	書面	—	—	—	9月17日（実地）
50		北方警察署	11月28日	書面	—	—	—	9月5日（書面）
51	その他	選挙管理委員会飛驒地方事務局	11月5日	実地	—	—	—	8月22日（実地）
計		指摘事項等のあった機関数：	16 機関	9件	17件	0件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2（指摘事項等の内容）

機関名	区分	内容
岐阜保健所	指摘事項	栄養士免許証の書換え交付に関する事務において、岐阜保健所が申請者に対し、収入印紙により手数料を納付する必要がある旨を誤って教示したことにより、申請者が同申請の手数料の納付には使用できない収入印紙を購入した件について、損害賠償金（収入印紙代金相当分）3,200円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
飛驒食肉衛生検査所	指摘事項	E.U等に輸出される食肉に係る残留物質等モニタリングに関する事務において、岐阜県飛驒食肉衛生検査所が採取した検体に洗浄剤を付着させたことにより、当該検体から塩化ジデシルジメチルアンモニウム（類似物質を含む。）が検出されたため、牛の出荷を一時見合わせ、購買者が飛驒牛製品を輸出することができなくなった件について、損害賠償金として12,063,394円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
県産品流通支援課	指導事項	岐阜駅アクティブG2階東入口ユニバーサルデザイン化に伴う支障移転工事に関する協定に基づく工事負担金の返還に係る収入事務において、精算額の確定日に行うべき調定（1件765,221円）が7日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付先の事業者から借受書を徴していない物品があったので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。
産業技術総合センター	指摘事項	産業技術総合センター駐車場において、車両が走行した際、側溝の蓋が跳ね上がったことにより、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として413,794円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
農産物流通課	指導事項	営業用建物（オアシス21）の定期賃貸借契約に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、当該前金払いに係る支出金調書の余白に履行確認済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。
下呂土木事務所	指摘事項	岐阜県県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金の交付事務において、補助金交付要綱等で交付決定前の事業着手は認められていないにもかかわらず、交付決定を待たずに事業が実施されていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜工業高等学校外灯照明器具LED化工事に係る契約事務において、契約締結前に受けるべき契約保証金を契約締結日より後に受けていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、借用物品に係る借用証の写し又は貸借契約書が存在すること及びその内容が有効であることを確認すべきところ、これが行われていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。

大垣養老高等学校	指摘事項	学習用タブレット（9台）の修繕に係る契約事務において、契約金額が50万円を超えていたにもかかわらず契約の相手方から請書を提出させていなかったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、令和2年度及び令和3年度にセット品（計114点を一式登録）の一部（33点）を処分したにもかかわらず、物品処分等調書による出納通知が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
大垣桜高等学校	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿に差異が認められたにもかかわらず、現物実査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われないまま、出納員から所属長に不突合がないものとして報告されていたので、今後は適正に処理されたい。
不破高等学校	指導事項	L E D照明の調達に係る検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 事前決裁書の起案者と同一の者が検査者に指定されていた。 2 事前決裁書において指定した検査者に変更が生じた場合は、当該変更に係る決裁を受けることになっているが、これが行われていなかつた。
可児工業高等学校	指摘事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、平成17年度に借り入れにより取得した物品（防犯カメラ）の所在が確認できないなど、物品一覧表との不突合が生じていたにもかかわらず、不突合がないものとして所属長へ報告していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	プロパンガスの調達に係る契約事務において、契約審査会以前に単価契約執行伺を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
土岐商業高等学校	指導事項	土岐商業高等学校本館棟照明L E D化改修工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
高山工業高等学校	指摘事項	消防用設備等保守点検委託業務に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 予定価格の算定に当たり、点検等の数量を誤ったことにより、設計金額を708,128円とすべきところ、誤って796,216円としていたため、予定価格が過大なものとなったまま業者を決定し、随意契約を締結していた。 2 変更契約を締結する際に必要な見積書を徵取していなかつた。
	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の現物実査要領に基づく令和6年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査実施計画書において、実査担当者の指定がされていないものがあつた。 2 現物実査実施確認書において、現物確認日及び現物確認者氏名の記載がないものがあつた。

吉城高等学校	指摘事項	行政財産の目的外使用に係る管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日から最大で6か月以上経過した後に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。
華陽フロンティア高等学校	指摘事項	令和6年度の高等学校入学金等の収入事務において、現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが収納日の翌日から起算して最大で7日遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	華陽フロンティア高等学校新校舎建設に伴う生徒用デスク等の購入に係る契約事務において、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）に該当する契約であるにもかかわらず、落札者の公示等必要な手續が行われていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜盲学校	指導事項	前年度の教師用教科書の価格誤記載に伴う返還金に係る収入事務において、収入科目を（目）雑入とすべきところ、（目）過年度収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	防犯カメラの管理・運用事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、適切に管理すべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1か月ごとの現物の確認がされていなかった。 2 防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名の表示を行うべきところ、当該表示が行われていないものがあった。